

## 教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和7年12月教育委員会定例会
3	概要	<p><b>1 開催日時</b> 令和7年12月25日（木曜日）午後1時30分～午後2時分</p> <p><b>2 開催場所</b> 守谷市役所 庁議室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b> 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、石丸美紀委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数7名）</b>          教育部長 小林 伸稔          教育部参事 直井 健治          次長兼生涯学習課長 福島 晶子          学校教育課長補佐 坂本 朋夫          教育指導課長 鈴木 優子          給食センター長 松井 貫太          中央図書館長 平塚 恭子          事務局員（学校教育課） 1名</p> <p><b>5 傍聴人</b> 2名</p> <p><b>6 議題</b>  <b>【議決事項】</b>          （議決）          （1）議案第62号 守谷市学校運営将棋界設置運営規則の一部を改正する規則について          （2）議案第63号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p><b>【協議事項】</b> 無し</p> <p><b>【報告事項】</b>          （1）報告第15号 学校給食費滞納への対応について          （2）報告第16号 令和7年守谷市議会12月定例会月議会について</p> <p><b>【その他】</b> 無し</p>
4	今後の状況	次回の定例会教育委員会は、令和8年1月26日（月曜日）午後1時30分から開催予定

# 令和7年12月教育委員会定例会

## 会 議 資 料

日 時 令和7年12月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

# 令和7年12月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和7年12月25日(木)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 62 号 守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について

議案第 63 号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について

4 協議事項

無し

5 報告事項

報告第 15 号 学校給食費滞納への対応について

報告第 16 号 令和7年守谷市議会12月定例会月議会について

6 その他

議案第62号

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年12月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和7年12月 日原案 決

提案理由

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、学校長が作成し、学校運営協議会の承認を得ることとされている学校運営に関する「基本的な方針」に定める事項に、「業務量管理・健康確保措置の実施」が追加されることから、規則を改正するものです。

議案	頁数
62号	1

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年守谷市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改める。

第6条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案	頁数
62号	2

守谷市学校運営協議会設置運営規則新旧対照表

改 正	現 行
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第6条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、会計年度ごとに基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第6条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、会計年度ごとに基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>2 (略)</p>

議案第63号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について

守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「8月24日まで」を「8月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月 日 提 出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和7年12月 日原案 決

提案理由

本案は、近年の猛暑への対応として児童生徒の健康と安全を確保するため、休業日を変更することから規則の一部を改正するものです。

なお、変更に伴い、学力の保障並びに次期学習指導要領が目指す「深い学びの実装」に向けて、小中学校共に生成AIを効果的に活用した「探究的な学びの時間」を設定することとします。

議案	頁数
63号	1

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈幡 正

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則  
守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「8月24日まで」を「8月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案	頁数
63号	2

守谷市立学校管理規則新旧対照表

改 正	現 行
<p>(学年及び学期)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>夏季休業日 7月21日から8月31日まで</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>夏季休業日 7月21日から8月24日まで</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>

学校給食費滞納への対応について

令和6年度からの学校給食費公会計化に伴い、市（学校給食センター）が徴収業務を担うことになりました。

1年度が経過した結果、徴収率の低下や職員負担の増などの課題が見られましたので、県内市町村の状況を調査し、今後の方策を検討しました。

1 課題（徴収率の低下）

令和2年度から6年度までの学校給食費（現年度分）の調定額・収入済額・徴収率は以下のとおりです。

（単位：円）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①調定額	255,255,610	283,998,602	316,348,774	314,556,142	312,423,280
②収入済額	255,017,488	283,678,749	315,511,366	314,075,872	310,309,000
③徴収率	99.91%	99.89%	99.74%	99.85%	99.32%
①－②	238,122	319,853	837,408	480,270	2,114,280

徴収率向上のため、納付書発送時に口座振替登録の推進を行いました（令和7年12月現在で95%以上が登録）。

また、滞納者には督促状や催告状の送付、電話催告、自宅訪問を行いました。が、公会計化前より徴収率は低下してしまいました。

他自治体においても公会計化になると徴収率は下がる傾向にあるようで、これは、納付者（保護者）との接点が薄れたことや徴収業務に当たる人員減が要因と考えられます。

2 県内市町村の状況

茨城県内で公会計化を実施している9自治体（結城市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、ひたちなか市、行方市、つくばみらい市、美浦村）に状況調査を行いました。

詳細は、別紙1「学校給食費徴収業務状況調査結果」を参照願います。

(1) 学校給食費の滞納

全ての自治体で滞納が発生していました。

(2) 児童手当充当

全ての自治体で学校給食費の滞納分を児童手当から充当していました。

(3) 法的措置・支払督促申立

実施している自治体はありませんでした。

#### (4) 外部委託

現年度分を含む学校給食費の徴収業務を委託している自治体はありませんでしたが、常総市とつくば市で滞納分の徴収を法律事務所へ委託していることが分かりました。

### 3 今後の方策

#### (1) 児童手当充当

学校給食の喫食開始時には、保護者から「守谷市学校給食提供申請書」を提出してもらい、併せて「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する届出書」に同意・署名を依頼しているところです。

令和7年度中に、今回調査に協力してもらった自治体に「保護者への接触方法」や「手続き手法」を聴取するとともに、守谷市役所の担当部署（こども未来部のびのび子育て課）と調整し、令和8年度から「児童手当充当」を開始します。

#### (2) 外部委託

現年度の分を含めた「学校給食費徴収業務」の外部委託は、国の給食費無償化の動向を注視しつつ、将来的な課題とします。

滞納分につきましては、「児童手当充当」導入後の徴収率の状況により、改めて検討します。

令和7年12月25日報告  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正

報告	頁数
15号	2

No.	市町村名	児童手当充当				法的措置・支払督促申立				外部委託		
		実施の有無	年度	件数 (件)	金額 (円)	実施の有無	年度	件数 (件)	金額 (円)	実施の有無	弁護士委託等	委託内容
	守谷市	実施していない	令和4年度			実施していない	令和4年度			実施していない		—
			令和5年度				令和5年度					
			令和6年度				令和6年度					
1	結城市	実施している	令和4年度	116	576,524	実施していない	令和4年度			実施していない		
			令和5年度	125	2,199,262		令和5年度					
			令和6年度	100	1,349,718		令和6年度					
2	下妻市	実施している	令和4年度	130	1,621,276	実施していない	令和4年度			実施していない		
			令和5年度	169	2,421,532		令和5年度					
			令和6年度	139	2,175,071		令和6年度					
3	常総市	実施している	令和4年度	27	208,280	実施していない	令和4年度			実施している	弁護士法人 一番町総合法律事務 所	R7.5.30契約締結 (R7.7.1~R8.3.31) 徴収額の22.9%が 成功報酬
			令和5年度	57	836,400		令和5年度					
			令和6年度	257	3,302,340		令和6年度					
4	取手市	実施している	令和4年度	293	4,744,896	実施していない	令和4年度			実施していない		
			令和5年度	169	5,397,947		令和5年度					
			令和6年度	139	5,966,968		令和6年度					
5	つくば市	実施している	令和4年度	32	700,840	実施していない	令和4年度			実施している	弁護士法人 一番町総合法律事務 所	令和7年度から実施 (令和3年度滞納分から) 委託料：4,552,847円
			令和5年度	58	1,349,900		令和5年度					
			令和6年度	98	2,014,930		令和6年度					
6	ひたちなか市	実施している	令和4年度	0	0	実施していない	令和4年度			実施していない		
			令和5年度	0	0		令和5年度					
			令和6年度	16	230,765		令和6年度					
7	行方市	実施している	令和4年度	20	226,610	実施していない	令和4年度			実施していない		
			令和5年度	72	1,116,600		令和5年度					
			令和6年度	198	1,489,000		令和6年度					
8	つくばみらい市	実施している	令和4年度	210	803,850	実施していない	令和4年度			実施していない		
			令和5年度	350	1,368,500		令和5年度					
			令和6年度	519	1,952,600		令和6年度					
9	美浦村	実施している	令和4年度	回答なし	回答なし	実施していない	令和4年度			実施していない		
			令和5年度	回答なし	回答なし		令和5年度					
			令和6年度	回答なし	回答なし		令和6年度					

【別紙 2】

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市学校給食提供申請書

下記の児童又は生徒について、守谷市学校給食費に関する規則の規定により、学校給食を次のとおり申し込みます。

※ 1又は2のいずれかに「○」を付けてください。

児童生徒	ふりがな			
	児童生徒氏名			
	学校名		学年	
(申込者) 保護者	ふりがな			
	保護者氏名			
	続柄			
	住所 (送付先)			
	連絡先			

- 1 学校給食の提供を申し込みます。なお、学校給食費は市が定める期日までに納入することを確約いたします。

希望する給食の内容（いずれかに「○」を付けてください。）

- |             |                        |                    |   |
|-------------|------------------------|--------------------|---|
| [           | (1) 完全給食               | (提供する内容：主食、おかず、牛乳) | ] |
|             | (2) 牛乳の停止              | (提供する内容：主食、おかず)    |   |
|             | ※牛乳の停止は裏面注意事項をお読みください。 |                    |   |
| (3) 主食副食の停止 | (提供する内容：牛乳のみ)          |                    |   |

- 2 学校給食の提供を申し込みません。

理由

【 裏面に続く 】

【 注意事項 】

- ・本申請書は、児童又は生徒1名につき1枚ずつ記入し、在籍する学校長に提出してください。
- ・本申請書による学校給食の提供は、特に申し出のない限り、守谷市立小学校に入学時から、守谷市立中学校を卒業し、又は市外の学校等に転校したときまで継続します。
- ・牛乳停止及び食物アレルギー対応が必要な方は、『守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』をお読みの上、「学校給食における食物アレルギー対応申請書」をご提出ください。
- ・学校給食費を滞納し、督促の送達を受けてもなお納付されない場合は、児童手当等からの徴収又は支払い督促の申立て等の法的措置を執ることがあります。

児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する届出書

(滞納分のみ)

守谷市長 宛て

下記の事項について 同意します 同意しません

- (1) 私は、児童手当法第21条第1項・第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付金）の額から、当該児童手当等の支払期日をもって過年度滞納分の給食費の支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、守谷市立中学校を卒業又は市外の学校等への転校まで、児童手当等から過年度滞納分の給食費の支払いに充てるものとします。

- (2) 上記記入事項に不明な点が生じた場合は、関係部署からの照会に応じることを承諾します。

年 月 日

(自署)

保 護 者

.....

上記の配偶者

.....

※該当者がいない場合には記入不要

報告第16号

令和7年守谷市議会12月定例会月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第102号 令和7年度守谷市一般会計補正予算（第3号）  
（教育委員会所管分） P2～P25

別紙のとおり

議決日 令和7年12月18日  
議決結果 原案 可決

- 2 「市政に関する一般質問」について （教育委員会所管分） P26～P63

別紙のとおり

令和7年12月25日 報告  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正

報告	頁数
16号	1

議案第102号

令和7年度守谷市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度守谷市の一般会計補正予算（第3号）は、別紙に定めるところによる。

令和7年12月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

報告	頁数
16号	2

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ581,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,577,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(繰越明許費の補正)

第4条 繰越明許費の追加は、「第4表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加は、「第5表 地方債補正」による。

報告	16号
頁数	3

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 市 税		12,427,004	600,000	13,027,004
	1 市 民 税	6,104,671	500,000	6,604,671
	2 固 定 資 産 税	4,964,736	100,000	5,064,736
13 使 用 料 及 び 手 数 料		124,333	783	125,116
	1 使 用 料	94,478	783	95,261
14 国 庫 支 出 金		6,026,708	49,784	6,076,492
	1 国 庫 負 担 金	4,734,305	1,858	4,736,163
	2 国 庫 補 助 金	1,255,977	47,781	1,303,758
	3 国 庫 委 託 金	36,426	145	36,571
15 県 支 出 金		2,335,739	871	2,336,610
	1 県 負 担 金	1,563,109	△3,169	1,559,940
	2 県 補 助 金	580,290	4,040	584,330
16 財 産 収 入		291,129	37,576	328,705
	1 財 産 運 用 収 入	291,129	16,294	307,423
	2 財 産 売 払 収 入	0	21,282	21,282
18 繰 入 金		5,670,727	△301,098	5,369,629
	2 基 金 繰 入 金	5,630,417	△301,098	5,329,319
21 市 債		2,634,000	194,000	2,828,000
	1 市 債	2,634,000	194,000	2,828,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議 会 費		214,516	1,776	216,292
	1 議 会 費	214,516	1,776	216,292
2 総 務 費		8,333,649	95,798	8,429,447
	1 総 務 管 理 費	7,108,253	75,785	7,184,038
	2 徴 税 費	384,280	10,157	394,437
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	214,449	3,370	217,819
	5 統 計 調 査 費	56,366	512	56,878
	7 市 民 活 動 総 務 費	519,994	5,974	525,968
3 民 生 費		13,485,539	134,891	13,620,430
	1 社 会 福 祉 費	5,513,932	66,239	5,580,171
	2 児 童 福 祉 費	7,253,286	16,869	7,270,155
	3 生 活 保 護 費	717,164	51,783	768,947
4 衛 生 費		2,126,770	1,585	2,128,355
	1 保 健 衛 生 費	1,165,845	1,404	1,167,249
	2 清 掃 費	960,925	181	961,106
6 農 林 水 産 業 費		212,736	1,678	214,414
	1 農 業 費	212,625	1,678	214,303
7 商 工 費		66,025	2,377	68,402
	1 商 工 費	66,025	2,377	68,402

16号	報告
5	頁数

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
8 土 木 費		3,910,960	287,334	4,198,294
	1 土 木 管 理 費	319,526	12,529	332,055
	2 道 路 橋 梁 費	915,176	279,910	1,195,086
	4 都 市 計 画 費	2,571,664	△6,145	2,565,519
	5 住 宅 費	6,147	1,040	7,187
9 消 防 費		1,321,640	4,530	1,326,170
	1 消 防 費	1,321,640	4,530	1,326,170
10 教 育 費		6,893,747	38,356	6,932,103
	1 教 育 総 務 費	1,766,116	14,521	1,780,637
	4 社 会 教 育 費	1,879,214	23,835	1,903,049
12 諸 支 出 金		4,202,926	13,591	4,216,517
	1 基 金 費	3,802,745	13,591	3,816,336
歳 出 合 計		41,995,308	581,916	42,577,224

16号	報告
6	頁数

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
議会だより印刷製本	令和 7年度から令和 8年度まで	3,309
組織改編に伴う支援業務委託	令和 8年度	32,530
広報もりや印刷製本	令和 7年度から令和 8年度まで	14,144
旅券申請受付及び交付事務人材派遣業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	8,656
法律相談業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	462
市民活動支援センター印刷機再リース	令和 7年度から令和 8年度まで	66
市民活動支援センター運營業務委託	令和 7年度から令和 9年度まで	45,675
区長業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	30,017
文化会館清掃業務委託	令和 7年度から令和 9年度まで	2,266
地域福祉計画等策定支援業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	4,048

報 告 頁 数	16号	7
---------	-----	---

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
土塔中央保育所賄材料費 (令和8年4月分)	令和7年度から令和8年度まで	949
北園保育所賄材料費 (令和8年4月分)	令和7年度から令和8年度まで	744
検診等予約受付業務委託	令和7年度から令和8年度まで	11,308
塵芥収集業務委託	令和7年度から令和10年度まで	1,032,572
ひがし野プロムナード水路植栽管理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	4,103
せせらぎの小路管理業務委託	令和7年度から令和9年度まで	40,983
公園等植栽管理業務委託	令和7年度から令和10年度まで	1,696,596
総合公園新設整備・運営事業	令和7年度から令和33年度まで	14,241,060
本町IV地区地積調査業務委託	令和7年度から令和10年度まで	75,834
小学校水泳授業委託	令和7年度から令和8年度まで	23,670

報 告 16号	頁 数 8
---------------	-------------

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
学校給食センター外下水道除害施設汚泥収集運搬・処分業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	6,184
給食提供事業賄材料費 (令和 8年 4月分)	令和 7年度から令和 8年度まで	33,657
松前台小学校仮設校舎賃貸借	令和 7年度から令和10年度まで	175,824
もりや学びの里施設管理業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	6,816
中学校部活動管理運営業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	74,731
守谷市民交流館施設管理業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	4,349
スポーツ大会運営業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	990

報 告 頁 数	16号	9
---------	-----	---

第 4 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	4. 社会教育費	もりや学びの里駐車場増設工事	13,255

報告	16号
頁数	10

歳 出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	214,516	1,776	216,292				1,776
2 総 務 費	8,333,649	95,798	8,429,447	34,541		15,897	45,360
3 民 生 費	13,485,539	134,891	13,620,430	4,114			130,777
4 衛 生 費	2,126,770	1,585	2,128,355	1,400		△1,400	1,585
6 農 林 水 産 業 費	212,736	1,678	214,414				1,678
7 商 工 費	66,025	2,377	68,402				2,377
8 土 木 費	3,910,960	287,334	4,198,294	10,600	194,000	4,914	77,820
9 消 防 費	1,321,640	4,530	1,326,170			4,530	
10 教 育 費	6,893,747	38,356	6,932,103			16,825	21,531
12 諸 支 出 金	4,202,926	13,591	4,216,517			13,591	
歳 出 合 計	41,995,308	581,916	42,577,224	50,655	194,000	54,357	282,904

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説 明
		財 源 名	金 額	区 分	金 額	
計	4,530 ( 1,321,640) ( 1,326,170)	国 県 支 出 金	0			
		地 方 債	0			
		そ の 他	4,530			
		一 般 財 源	0			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 学校教育総務費	13,099	国 県 支 出 金	0	2 給 料	5,812	76 小学校教科担任給与関係経費	3,615
	( 539,410)	地 方 債	0	3 職 員 手 当 等	6,620	2 給料	1,882
	( 552,509)	そ の 他	0	4 共 済 費	667	一般職給	
		一 般 財 源	13,099			3 職員手当等	1,549
						期末手当	553
						勤勉手当	487
						通勤手当	29
						退職手当負担金	254
						地域手当	226
						4 共済費	184
						共済組合負担金	
						78 特別職給与関係経費	41
						3 職員手当等	35
						特別職期末手当	
						4 共済費	6
						特別職共済組合負担金	
						79 職員給与関係経費	9,443
						2 給料	3,930
						一般職給	
						3 職員手当等	5,036

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(2 学校教育総務費)						時間外勤務手当 2,778 管理職手当 △135 期末手当 689 勤勉手当 628 通勤手当 73 退職手当負担金 548 地域手当 455 4 共済費 477 共済組合負担金
4 学校給食センター 費	1,422	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0	1 報 酬	408	01 給食センター庶務事務 (学校給食センター) 413
	(791,386)		0	2 給 料	510	1 報酬 408
	(792,808)		0	3 職 員 手 当 等	437	会計年度任用職員報酬
			1,422	4 共 済 費	62	・ 栄養士 236 ・ 一般事務員 172
				8 旅 費	5	8 旅費 5 費用弁償 ・ 栄養士
				79 職員給与関係経費 1,009		
				2 給料	510	一般職給
				3 職員手当等	437	期末手当 176 勤勉手当 131
						退職手当負担金 69 地域手当 61
				4 共済費	62	4 共済費 62

報 告 頁 数	1 6 号	1 3
---------	-------	-----

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(4 学校給食センター費)						共済組合負担金
計	14,521 (1,766,116) (1,780,637)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 14,521			

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費 (305,244) (324,526)	19,282 (305,244) (324,526)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 16,825 2,457	2 給料	1,571	11 もりや学びの里施設維持管理事業 (生涯学習課)	16,825
				3 職員手当等	726	14 工事請負費 ・改修工事	16,825
				4 共済費	160	79 職員給与関係経費	2,457
				14 工事請負費	16,825	2 給料 一般職給	1,571
5 図書館費 (978,513) (983,066)	4,553 (978,513) (983,066)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 4,553	1 報酬	2,462	01 図書館運営管理事業 (中央図書館)	1,476
				2 給料	1,040	1 報酬	1,476
				3 職員手当等	921	会計年度任用職員報酬 ・図書館奉仕員	
				4 共済費	130		

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(5) 図書館費						02 学校図書館活動推進事業 (中央図書館) 986
						1 報酬 986
						会計年度任用職員報酬 ・ 学校司書
						79 職員給与関係経費 2,091
						2 給料 1,040
						一般職給
						3 職員手当等 921
						期末手当 342
						勤勉手当 310
						通勤手当 4
退職手当負担金 140						
地域手当 125						
4 共済費 130						
共済組合負担金						
計	23,835 (1,879,214) (1,903,049)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 0 16,825 7,010			

## (款) 12 諸支出金

## (項) 1 基金費

1 財政調整基金費	8,584 (7,903) (16,487)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 0 8,584 0	24 積 立 金	8,584	01 財政調整基金 (財政課) 24 積立金 ・ 利子	8,584 8,584
-----------	------------------------------	--	----------------------	----------	-------	-----------------------------------	----------------

報 告 頁 数	1 5
1 6 号	

# 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率 (月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計				
補正後	長 等	3		24,600	7,414			3,346	35,360	4,456	39,816	
	議 員	20	89,196		29,492				118,688	24,148	142,836	
	その他の特別職	1,229	94,077						94,077		94,077	
	計	1,252	183,273	24,600	36,906			3,346	248,125	28,604	276,729	
補正前	長 等	3		24,600	7,296			3,346	35,242	4,440	39,682	
	議 員	20	89,196		29,064				118,260	24,148	142,408	
	その他の特別職	1,229	94,077						94,077		94,077	
	計	1,252	183,273	24,600	36,360			3,346	247,579	28,588	276,167	
比 較	長 等				118				118	16	134	
	議 員				428				428		428	
	その他の特別職											
	計				546				546	16	562	

報 告 頁 数	1 6
1 6 号	

2 一般職

(1) 総括

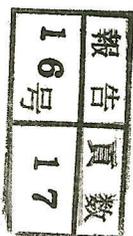
(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( 424 ) 416	730,136	1,546,406	1,639,501	3,916,043	542,875	4,458,918	
補 正 前	( 424 ) 412	717,234	1,518,995	1,592,965	3,829,194	541,367	4,370,561	
比 較	( ) 4	12,902	27,411	46,536	86,849	1,508	88,357	

※( )内は、短時間勤務職員について示す。

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当 負 担 金
	補 正 後	32,668	21,743	20,946	56,657	320	114,217	535,162	440,468	220,267
	補 正 前	32,900	21,306	21,903	56,805	320	107,604	520,768	427,687	210,680
	比 較	△ 232	437	△ 957	△ 148		6,613	14,394	12,781	9,587
	区 分	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当					
補 正 後	195,993	700		360						
補 正 前	191,932	700		360						
比 較	4,061									



ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( 1 ) 416		1,546,406	1,376,883	2,923,289	542,875	3,466,164	
補 正 前	( 1 ) 412		1,518,995	1,330,938	2,849,933	541,367	3,391,300	
比 較	( ) 4		27,411	45,945	73,356	1,508	74,864	

※( )内は、短時間勤務職員について示す。

(単位 千円)

職 員 手 当 の	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当 負 担 金
	補 正 後	32,668	21,743	20,946	56,657	320	114,217	388,943	324,069	220,267
	補 正 前	32,900	21,306	21,903	56,805	320	107,604	374,854	311,574	210,680
	比 較	△ 232	437	△ 957	△ 148		6,613	14,089	12,495	9,587
内 訳	区 分	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当					
	補 正 後	195,993	700		360					
	補 正 前	191,932	700		360					
	比 較	4,061								

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( 423 )	730,136		262,618	992,754		992,754	
補 正 前	( 423 )	717,234		262,027	979,261		979,261	
比 較	( )	12,902		591	13,493		13,493	

※( )内は、短時間勤務職員について示す。

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当 負 担 金
	補 正 後							146,219	116,399	
	補 正 前							145,914	116,113	
	比 較							305	286	
内 訳	区 分	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当					
	補 正 後									
	補 正 前									
	比 較									

イ 級別職員数

区 分	行 政 職			就 業 職		
	級	職 員 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )	級	職 員 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )
令和7年10月1日現在	7 級	( ) 18	( ) 4.5	5 級	( )	( )
	6 級	( ) 26	( ) 6.5	4 級	( ) 1	( ) 33.3
	5 級	( ) 38	( ) 9.5	3 級	( )	( )
	4 級	( ) 94	( ) 23.5	2 級	( ) 2	( ) 66.7
	3 級	( 1 ) 99	(100.0) 24.7	1 級	( )	( )
	2 級	( ) 75	( ) 18.8			
	1 級	( ) 50	( ) 12.5			
	計	( 1 ) 400	(100.0) 100.0	計	( ) 3	( ) 100.0
令和6年10月1日現在	7 級	( ) 18	( ) 4.5	5 級	( ) 1	( ) 25.0
	6 級	( ) 23	( ) 5.7	4 級	( ) 1	( ) 25.0
	5 級	( ) 36	( ) 9.0	3 級	( )	( )
	4 級	( ) 89	( ) 22.2	2 級	( ) 2	( ) 50.0
	3 級	( ) 107	( ) 26.8	1 級	( )	( )
	2 級	( 1 ) 83	(100.0) 20.8			
	1 級	( ) 44	( ) 11.0			
	計	( 1 ) 400	(100.0) 100.0	計	( ) 4	( ) 100.0

※( )内は、短時間勤務職員について示す。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職	部 長 次 長	課 長	課長補佐	係 長	主 任	主 事	主 事 主 事 補

16号	報告
20	頁数

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率				支給率計(月分)		職務上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)		12月(月分)					
本 年 度	(1.200)	2.300	(1.250)	2.350	(2.450)	4.650	有	
前 年 度	(1.175)	2.250	(1.225)	2.350	(2.400)	4.600	有	
国 の 制 度	(1.200)	2.300	(1.250)	2.350	(2.450)	4.650	有	

※( )内は、再任用職員について示す。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

( 新 規 設 定 分 )

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
議会だより印刷製本	3,309			令和 8年度	3,309				3,309
組織改編に伴う支援業務委託	32,530			令和 8年度	32,530			32,530	
広報もりや印刷製本	14,144			令和 8年度	14,144			1,620	12,524
旅券申請受付及び交付事務人材派遣業務委託	8,656			令和 8年度	8,656				8,656
法律相談業務委託	462			令和 8年度	462				462
市民活動支援センター印刷機再リース	66			令和 8年度	66				66
市民活動支援センター運營業務委託	45,675			令和 8年度から 令和 9年度まで	45,675				45,675
区長業務委託	30,017			令和 8年度	30,017				30,017
文化会館清掃業務委託	2,266			令和 8年度から 令和 9年度まで	2,266				2,266
地域福祉計画等策定支援業務委託	4,048			令和 8年度	4,048				4,048

報 告 16号	頁 数 22
---------------	--------------

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
土塔中央保育所賄材料費（令和8年4月分）	949			令和8年度	949				949
北園保育所賄材料費（令和8年4月分）	744			令和8年度	744				744
検診等予約受付業務委託	11,308			令和8年度	11,308				11,308
塵芥収集業務委託	1,032,572			令和8年度から 令和10年度まで	1,032,572			31,822	1,000,750
ひがし野プロムナード水路植栽管理業務委託	4,103			令和8年度	4,103				4,103
せせらぎの小路管理業務委託	40,983			令和8年度から 令和9年度まで	40,983			16,965	24,018
公園等植栽管理業務委託	1,696,596			令和8年度から 令和10年度まで	1,696,596	29,940			1,666,656
総合公園新設整備・運営事業	14,241,060			令和8年度から 令和33年度まで	14,241,060	5,695,000	5,124,000	571,500	2,850,560
本町IV地区地積調査業務委託	75,834			令和8年度から 令和10年度まで	75,834	28,441			47,393
小学校水泳授業委託	23,670			令和8年度	23,670				23,670

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
学校給食センター外下水道除害施設汚泥 収集運搬・処分業務委託	6,184			令和 8年度	6,184				6,184
給食提供事業賄材料費（令和 8年 4月分 ）	33,657			令和 8年度	33,657				33,657
松前台小学校仮設校舎賃貸借	175,824			令和 8年度から 令和10年度まで	175,824			175,824	
もりや学びの里施設管理業務委託	6,816			令和 8年度	6,816				6,816
中学校部活動管理運営業務委託	74,731			令和 8年度	74,731				74,731
守谷市民交流館施設管理業務委託	4,349			令和 8年度	4,349				4,349
スポーツ大会運営業務委託	990			令和 8年度	990				990
小 計	17,571,543				17,571,543	5,753,381	5,124,000	830,261	5,863,901
合 計	17,571,543				17,571,543	5,753,381	5,124,000	830,261	5,863,901

## 提案理由（議案第102号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度守谷市一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するものです。

補正の内容は、歳入歳出それぞれ5億8,191万6千円の増額、継続費の追加、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び地方債の追加です。

歳入の主なものは、市税で個人市民税の増額及び固定資産税の増額、国庫支出金で地方創生臨時交付金の増額、繰入金で財政調整基金繰入金の減額及びふるさとづくり基金繰入金の増額並びに市債で地方道路等整備事業債の増額です。

歳出の主なものは、総務費でデジタルトランスフォーメーション推進事業の増額、民生費で認証保育園委託事業の増額、土木費で市道整備改良事業の増額、スマートIC整備推進事業の増額及び公共下水道事業会計負担金の減額、消防費で消防施設整備事業の増額並びに教育費でもりや学びの里施設維持管理事業の増額です。また、各項目にわたり職員の人事院勧告に基づく給与等の規定に伴う人件費の補正を行っています。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
16号	25

令和7年守谷市議会  
12月定例会

一般質問回答要旨

報告	頁数
16号	26

令和7年守谷市議会12月定例月議会 「市政に関する一般質問」通告事項

通 告 順

1番 山本 広行 議員

1 新 Morinfo について

[市長・担当部長]

- (1) 新 Morinfo の導入目的について
- (2) ダウンロード数、アクティブ数や利用頻度
- (3) 使いやすさや変更点について
- (4) 今後、追加される予定の機能は
- (5) コスト面について
- (6) データ連携について
- (7) 数年後のロードマップは

2 守谷市内の慢性的な渋滞対策について

[市長・担当部長]

- (1) 市内の渋滞ポイントをどの程度把握しているのか
- (2) 市内全体の短期、中期、長期の改善策はあるのか
- (3) 交通インフラが後追いにならないための事前評価フロー等はあるのか
- (4) ドライバーや住民からスマホ（Morinfo）等を使い、ヒートマップ型渋滞実態調査は可能か
- (5) 交通量調査と守谷市地域公共交通計画をリンクさせ両視点から最適化を図る考えは
- (6) 市長の見解は

2番 永 盛 いずみ 議員

1 成年後見制度について

[市長・担当部長]

- (1) 本人らしい最期を迎えるための権利擁護支援の内容は
  - ア 本人や親族より相談を受ける現在の相談件数と利用実態
- (2) 周知体制について
  - ア 窓口への相談内容の傾向
  - イ 弁護士会や司法書士会、支援団体等の連携状況は
  - ウ 市民後見人の周知方法や養成講座は

報 告	頁 数
16号	27

- (3) 認知症高齢者の増加を見据え今後の課題は
- ア 市長が申し立てしている件数の動向
  - イ 空き家対策の一環として今後の利用促進における問題点と計画について

### 3番 海老原 博 幸 議員

#### 1 上下水道事業について

[担当部長]

- (1) 上下水道会計の赤字化が前倒しになる要因
- (2) 赤字化を遅らせるための方法

#### 2 人口ビジョン総合戦略について

[市長・担当部長]

- (1) 4つの戦略分野に各3つの展開施策があるが、それを実現するための具体的施策の説明
- (2) 各施策の効果検証について
- (3) 現状の認識と今後の進め方

### 4番 梅 木 伸 治 議員

#### 1 一般廃棄物の処理について

[担当部長]

- (1) 地方公共団体の責務
  - ア 発生抑制や施策について
  - イ 処理計画について
- (2) 事業者への啓発
  - ア 今後の施策

## 5番 青木公達 議員

1 関係会社の入札制限について

[市長・担当部長]

(1) 関係会社の定義は

ア 資本関係がある会社とは

イ 人的関係がある会社とは

(2) 問題点は何か

ア 関係会社が同一入札に参加する問題は何か

(3) 資本・人的関係のある会社の競争入札参加制限規定に関する運用基準について

ア 守谷市に運用基準はあるか

イ 資本関係又は人的関係申告書の提出は

## 6番 菊地詩子 議員

1 私有地の植木等の張り出しによる交通の安全確保について [担当部長]

(1) 私有地から張り出し危険性があり、交通の支障とみられる植木を市はどのようにして知るのか

(2) 植木の張り出しが確認された場合の市の対応は

(3) 倒木の恐れなど、緊急事態において市はどこまで介入できるか

2 乳幼児期の健康診断について

[担当部長]

(1) 乳幼児健診は何歳まで

(2) 5歳児健診に対し、市としての考えは

## 7番 山田美枝子 議員

1 守谷市の農業の将来について

[市長・担当部長]

(1) 守谷市の農業従事者（認定農業者ほか）の近年の推移

(2) 守谷市の農地（水田、耕作放棄地ほか）の面積の推移

(3) 守谷市として農業者への支援、予算補助

(4) 守谷市の農産物の地産地消の現状と農業の展望

2 市営墓地、市営納骨堂について

[市長・担当部長]

(1) 市営墓地の茨城県内の状況

- (2) 市営納骨堂の近隣自治体の状況
- (3) 守谷市としての考え

## 8番 実好敏正 議員

- 1 守谷市の財政について [市長・担当部長]
  - (1) (仮称) 守谷市総合公園・守谷 SA スマート IC 事業の予算規模について
  - (2) 財政への影響について
    - ア 公債費の推移
    - イ 経常収支の見通し
  
- 2 ダウンサイジングについて [市長・担当部長]
  - (1) 令和8年度予算におけるダウンサイジングとは
  - (2) 業務のスクラップに向けた市の考え方は
    - ア 職員のワークライフバランスについて
    - イ 持続可能な行政運営に向けて

## 9番 滝川竜雅 議員

- 1 学校体育施設の使用について [市長・担当部長]
  - (1) 守谷市内の体育館の使用方法
  - (2) 空調設備の使用について
  - (3) 体育館貸出ルールの確認
  
- 2 ブランチ守谷について [市長・担当部長]
  - (1) ブランチ守谷の現状
  - (2) 守谷市にできること

## 10番 小菅勝彦 議員

### 1 児童生徒の登下校時の安全について

[市長・教育長・担当部長]

#### (1) 通学路の設定について

- ア 通学路の設定はどのように決めているのか
- イ 小学生と中学生の設定に違いはあるのか
- ウ 登校班は下校時に運用されるのか

#### (2) 道路通行のルールについて

- ア 自転車の歩道通行時ルールについて
- イ 自転車の車道通行時ルールについて

#### (3) 通学路について

- ア 狭い幅の道路の安全確保対策
- イ 歩道の通行区分（歩行者、自転車）は道路交通法に則るのか
- ウ 国道 294 号の土塔交差点から中央公民館入口交差点までの都市軸道路の歩道の通行区分はどのようになっているのか

## 11番 高梨 隆 議員

### 1 発達障がい児の支援について

[市長・担当部長]

- (1) 発達障がい児の現状について
- (2) 守谷市こども療育教室等の支援について
- (3) 幼稚園、保育所等との連携について
- (4) 小中学校教員対象の発達障害に関する研修について
- (5) 5歳児健診の実施について

## 12番 田中啓一 議員

### 1 (仮称)守谷市総合公園の建設について

[市長・担当部長]

- (1) (仮称)守谷市総合公園の概要について
- (2) 建設に掛かる総工費の詳細について
- (3) 最終的な公園の運営管理と方向性について

### 2 守谷市花火大会の開催検討について

[市長・担当部長]

- (1) 茨城県内の花火大会開催自治体について
- (2) 市内花火大会が開催困難な理由について

報告	頁数
16号	31

(3) 市内花火大会の開催検討について

### 13番 首藤太亮 議員

1 放課後等デイサービスについて

[担当部長]

- (1) 市内放課後等デイサービスの利用実態・待機状況の把握について
- (2) 事業所ごとの支援内容・特徴について
- (3) 小中学校と事業所間の情報連携の強化について
- (4) 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況について
- (5) 保護者（利用者）への負担軽減について

### 14番 堤 茂 信 議員

1 教員の働きがい向上について

[担当部長]

- (1) 教育現場の働き方改革の成果について
- (2) カスタマーハラスメントの実態について
- (3) カスタマーハラスメントへの対応について
- (4) 地域・保護者・学校の関係について

### 15番 椎名愛子 議員

1 (仮称)守谷市総合公園について

[担当部長]

- (1) 質問・意見募集の結果について
- (2) 市民への周知について

2 守谷駅東口市有地（ブランチ守谷／ブランチパーク守谷）について

[担当部長]

- (1) 現在までの経緯について
- (2) 今後の展望と運用について

3 松ヶ丘六丁目市有地（アジュール跡地）について

[担当部長]

- (1) 現状について
- (2) 調査後の利活用について

9番 滝川竜雅議員

報告	頁数
16号	33

## 1 学校体育施設の使用について

## (1) 守谷市内の体育館の使用方法

## 〔質問の趣旨〕

- ① 使用申請の方法（流れ）について  
申請から使用に至るまでの手順と流れを確認したい。

## 〔回答〕

- ① 学校体育施設の使用に関する申請から使用までの流れについては、初めて施設を使用される団体には、「団体登録」をお願いしています。この手続きでは、「登録申請書」に、団体名や構成人員、活動内容に加え、代表者・副代表者の方々の連絡先、入会金の有無などを記載していただきます。また、添付していただく別紙の名簿には、構成員全員の氏名、住所、勤務先または学校名等を記載いただき、条例に規定する使用者の要件（市内在住・在勤・在学者）を満たした団体・活動であるかを審査します。審査の結果、承認された団体に「承認書」を交付する流れとなります。

次に、承認を受けた団体が、「使用申請」を行う手順についてご説明します。使用形態には「定期使用」と「臨時使用」の2通りがあります。

「定期使用」を希望される場合、申請期間は半期ごとで、所定の期間に、使用申請書を提出いただきます。その後、半期ごとに行う代表者会議へご参加いただき、使用希望日を団体同士で調整していただきます。この調整結果に基づき、使用料をお支払いいただいた上で、「使用許可書」を交付し、許可を受けた施設で活動が可能になります。

一方、「臨時使用」については、施設の空き状況に応じて申請を受け付けます。使用希望日の2か月前から5日前までに使用申請書を提出いただき、許可を受けた施設で活動していただくことができます。空き状況については、「公共施設予約システム」で確認することができ、このシステムを通じて申請や、使用決定後は使用料の支払いをオンラインで行うことができます。

## 〔質問の趣旨〕

- ② 団体数と推移について  
現在、学校体育施設を使用している団体数（小中学生・社会人の内訳を含めて）はいくつかあるか。  
また、ここ数年の団体数の推移はどのようになっているか。

## 〔回答〕

- ② 令和7年度後期の学校体育施設使用団体の数は、体育館117、格技場12、卓球場5、グラウンド21、合計155団体です。

そのうち、60団体が小中学生主体の団体で、95団体が社会人の団体です。

また、団体数の推移については、令和5年度前期143、後期145、令和6年度前期148、後期151、令和7年度前期154、そして、現在が155と増加傾向にあります。

## (2) 空調設備の使用について

### 【質問の趣旨】

#### ① 空調設備の使用方法について

使用するためには、先に申請や支払いがあることを知らない団体があるため、使用するまでの手順と流れを確認したい。

### 【回答】

#### ① 空調設備は、熱中症防止対策を目的として、主に夏季の7月から9月に使用していただけるよう設定しています。

使用を希望する団体は、体育館アリーナを使用するときと同様に、事前の申請と使用料のお支払が必要で、許可を受けた団体のみ、空調設備を使用していただけます。

なお、空調設備本体には鍵がかかっています。鍵は体育館の鍵とは別に管理しており、定期使用団体にはキーボックス番号の設定、臨時使用団体には鍵の貸出により施錠・開錠等の管理をお願いしています。

### 【質問の趣旨】

#### ② 料金の算定根拠について

空調使用料が体育館使用料より高額だが、どのような根拠で算定したか。

### 【回答】

#### ② 空調使用料は、「守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例」の施行により、令和6年4月から「1時間あたり500円」を徴収することになりました。この金額は、実際のガス使用料金のおよそ半額を基準に、先行自治体の事例等も参考にしながら、熱中症予防の観点から使用される皆様が空調使用をためらわないよう、実費よりも負担を抑えた有利な設定としています。

体育館施設本体の使用料が、「1時間あたり150円」であることと比較し、空調使用料が500円と高額に感じられるかもしれませんが、両者は料金の性質が根本的に異なるため、単純な比較は難しい点をご理解いただきたいと思います。

◆ 空調設備使用積算根拠

項目	都市ガス	プロパンガス
基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	103 (ア)	380 (イ)
1時間当たりのガス使用量 (m <sup>3</sup> )	12.1 (ウ)	3.6 (エ)
1時間当たりの実費使用料	1,246円 (ア×ウ)	1,368円 (イ×ウ)

ア 使用実績の最安単価

イ ガス供給会社と契約している単価

ウ 空調運用調査結果の「1時間当たりの使用料」の平均値 (都市ガス)

エ 空調運用調査結果の「1時間当たりの使用料」の平均値 (プロパンガス)

【参考1】令和5年8月～10月のガス請求書から基準単位料金 (m<sup>3</sup>/円) を算出

No	学校名	8月請求(7月使用分)			9月請求(8月使用分)			10月請求(9月使用分)		
		使用量	使用料	単価	使用量	使用料	単価	使用量	使用料	単価
1	大野小学校	336.6	127,908	380	351.9	133,722	380	257.5	97,850	380
2	高野小学校	120.1	45,638	380	232.3	88,274	380	207.7	78,926	380
3	愛宕中学校	1,919.0	209,744	109	1,543.0	159,830	104	521.0	62,437	120
4	けやき台中学校	2,212.0	240,524	109	1,756.0	180,309	103	1,302.0	152,900	117

【参考2】令和5年7月～9月に実施した空調運用調査から1時間当たりのガス使用量 (m<sup>3</sup>) を算出

No	学校名	7月 (h)	8月 (h)	9月 (h)	1時間当たりの使用量 (m <sup>3</sup> )
1	大野小学校	100.5	75.0	60.4	4.0
2	高野小学校	6.5	59.1	110.3	3.2
3	愛宕中学校	124.3	123.4	80.0	12.2
4	けやき台中学校	107.2	173.2	161.2	11.9

【参考3】他市町村の空調使用料を参考に算出

1時間当たりの使用料は150円～2,200円と自治体によって、大きく異なります。

	東京都板橋区	埼玉県志木市	東京都稲城市	埼玉県ふじみ野市	千葉県流山市	埼玉県三郷市
使用料金 (円/時間)	460円	300円	500円	500円	1,096円～2,200円 学校ごとによって異なる	150円

〔質問の趣旨〕

③ 温度設定 (28℃) について

温度設定が28℃となっているが、運動に適していないと思う。どのような根拠で設定しているのか。

また、扇風機を使用できれば冷気が循環し効果が増すと思う。併用することはできないか。

〔回答〕

③ 現在の空調温度設定28℃は、教育委員会が市内小中学校に周知している「体育館空調設備利用ガイドライン」を参考に、統一的な基準として設定しています。この基準は、文部科学省の「学校環境衛生基準」や、環境省が推奨する冷房時の室温目安など、国や関連機関が示す健康管理

のための科学的な根拠に基づいています。特に、熱中症予防の観点から、室温だけでなく湿度も考慮した「WBGT（暑さ指数）」といった指標に基づいており、一律の室温設定はその運用しやすい目安の一つです。

また、扇風機による冷気の循環は、快適性向上や効率的な温度管理に有効であるというご指摘の通りです。

しかし、現状の課題として、施設内の扇風機は学校やPTAが所有する備品であり、一般貸し出しに関する管理責任や、破損時の修理・費用負担ルールが明確に定められていません。そのため、原則として一律での貸し出しは難しい状況です。個別の事情がある場合に限り、学校等の許可を得る運用としておりますが、常時使用を許可されるものではありません。

そのため、ご指摘いただいた空調温度設定について、運動施設としての実態や使用されている皆様からのご意見を踏まえると、安静時と運動時では、体内で発生する熱量が大きく異なることから、検討の余地があると考えます。今後は、日本スポーツ協会などの最新の熱中症予防ガイドラインや専門的知見を改めて精査し、安全対策に反映させてまいりたいと考えます。

※ 運動量が多い場合、発熱量も多くなるため、より低い温度が快適で安全な環境となる。スポーツジムの一般的な室温目安は21～23℃に設定されている。

#### 〔質問の趣旨〕

##### ④ 猛暑期間の対応について

日中・夜間問わず、夏季の館内はかなり暑い。空調を使用しない団体は活動中の危険度が高いため、全団体が使用することを原則としてはどうか。（体育館使用料・空調使用料合計の夏季料金を設定するなど）

#### 〔回答〕

④ ご指摘の通り、近年の夏季における猛暑は深刻な状況であり、体育館内においても、日中・夜間を問わず熱中症に陥る危険性が極めて高いと認識しています。

現在は、空調設備の使用を希望申請としておりますが、これにより生じている団体独自の判断や対応は、安全管理上、また施設利用の公平性の観点からも、是正すべき課題です。

今年6月からは労働安全衛生規則の改正により職場での熱中症対策が義務化されるなど、社会全体で安全基準が厳格化しています。施設を管理する上で、使用者の安全確保に努める必要がありますので、料金改定を含め、夏季期間における空調使用の統一運用に向けた制度設計を検討してまいります。

### (3) 体育館貸出ルールの確認

#### 〔質問の趣旨〕

- ① 定期使用の条件について（使用回数など）  
1団体当たりの使用回数の制限はあるか。  
また、使用希望が重複したときの対処方法はどのようにしているか。

#### 〔回答〕

- ① 1団体当たりの使用回数の制限はございませんが、1団体当たりの定期使用時間は週12時間と制限しています。  
また、重複した際は、半面ずつの使用や、隔週での使用を提案しています。それでも調整がつかない場合は、代表者会議にて代表者同士で合意の上、抽選を行い、優先順位を決定します。

#### 〔質問の趣旨〕

- ② 使用可能な時間について  
長時間使用している団体があるようだが、使用できる時間は決まっているか。1回最大2時間までにするなどにはしないと使用できない団体が生じてしまうのではないか。  
また、小中学生のクラブや団体を優先した時間帯（18時～20時）を設定し、社会人団体の使用時間（20時～22時）と区別してはどうか。

#### 〔回答〕

- ② 定期使用について、平日2時間、休日3時間の制限があります。  
臨時申請については、制限がありません。  
また、現在、スポーツ少年団等小学生の団体が優先使用できる時間帯（17時～19時）や、中学生主体の地域クラブ等の団体が優先使用できる時間帯（18時～20時）を設定しています。

#### 〔質問の趣旨〕

- ③ 使用料免除団体について  
使用料免除の基準を確認したい。

#### 〔回答〕

- ③ 学校体育施設の使用料免除は、特定の公益的な活動や、地域スポーツの振興を目的とした場合に適用されます。  
具体的には、自治会・町内会活動や、社会教育関係団体等が主催する公益活動、スポーツ少年団の活動、あるいは、近年増加傾向にある中学生を主体とする団体が行う活動といったケースが免除の対象となります。これらの活動は、いずれも地域の活性化や次世代育成に資するものです。そのため、社会教育振興の観点から、使用料を免除できる基準と

しています。

なお、免除の適用にあたりましては、運用の公平性と透明性を確保するため、対象となる団体から「免除申請書」を提出いただき、その適否を決定し、免除が決定した団体には、「免除決定通知書」を交付いたします。

#### 〔質問の趣旨〕

##### ④ 備品の使用について

定期使用団体の代表者会議で、備品の使用は不可と周知されているが、練習試合ときに椅子を使用したいなどの場合は使用できるか。

また、異なる競技種目の団体が反面ずつ使用する場所があるが、使用器具が多く、頻繁に器具庫に出入りする競技種目の団体は器具庫に近いコートを使用するよう調整してはどうか。

#### 〔回答〕

- ④ 備品の使用については、体育館内の備品は、本来、学校教育活動のために整備されたものであり、原則として団体が自由に使用することは認めておりません。これは過去に、許可なく備品を使用し、傷がついたり、破損したり、あるいは破損した事実が報告されなかったりといった事例が発生したため、再発防止の観点から、一律に使用しないよう周知を図っている状況です。

しかしながら、ご質問のとおり、練習試合など、活動の性質上、一時的に椅子などの備品が必要となる場合も想定できます。こうしたケースについては、事前に相談いただき、学校側の許可を得られれば、例外的に使用を認めることも可能です。

次に、複数の団体が体育館を共用する際に、器具の出し入れの頻度によって活動効率や安全面での課題が生じる可能性は認識しています。

安全かつ円滑な施設利用のため、ご提案の「器具庫に近いコートを器具使用頻度の高い団体が使用する」案を含め、代表者会議等を通じて、各団体の利用実態に応じた柔軟な調整や利用マナーに関する協議を進めてまいります。

#### 〔質問の趣旨〕

##### ⑤ 使用者名簿の確認について

使用許可する団体の構成を確認したい。市内在住者の割合などの基準はあるか。また、証明書の提示を求めるなど確認はしているか。

これまで、名簿の内容と異なる（虚偽）申請はあったか。また、あった場合、その件数と対処について確認したい。

〔回答〕

- ⑤ 学校体育施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、あくまでも市民の皆様のための生涯学習・スポーツ振興の場として提供するものであり、条例に規定された使用者の範囲は、原則として市内在住・在勤・在学者です。このため、主に市外者で構成される団体の使用は認めていません。

しかしながら、サークル・団体の構成員には若干名、市外者が含まれる場合も想定されます。運用としましては、団体の構成員の「7割以上が市民である」ことを目安に、使用許可の判断基準としています。現在、この市内・市外の構成比の確認については、団体登録時に提出いただく名簿の住所、学校名または勤務先の記載内容を目視で確認しており、現時点では、証明書の提示まで求めることはしていません。

次に、これまでの虚偽申請の有無と対処についてです。これまで、登録名簿の内容と実際の構成員が異なる、いわゆる虚偽申請が確認された事例は、残念ながら1件ありました。当該団体については、疑わしいという情報があった時点で担当職員が巡回により調査し、代表者との面談による事実確認を経て、判明した以降の使用許可を取り消しました。

〔質問の趣旨〕

- ⑥ 鍵の貸出について

鍵の管理について確認したい。(定期使用と臨時使用の違い)

臨時使用の際の鍵の返却が翌日の市役所開庁時間内になっているが、時間内に返却することが難しい代表者もいる。もっと柔軟に対応してはどうか。

〔回答〕

- ⑥ 学校体育施設には管理人を配置していません。そのため、施設開放にあたりましては、鍵の管理について、使用団体の皆様に責任を持ってご協力いただくことが極めて重要です。

鍵の管理方法は、定期使用の場合と臨時使用の場合によって異なりますので、それぞれについてご説明いたします。

まず、定期使用の場合は、施設ごとにキーボックス番号を設定し、各団体の代表者に施錠・開錠等の管理をお願いしています。なお、キーボックス番号は毎月変更することで、無断使用や不正使用を防止し、適切な管理を徹底しています。

一方、臨時使用の場合は、管理上の理由、具体的には鍵の複製防止の観点から、キーボックス番号は提供していません。使用前に窓口で鍵をお貸しし、原則として使用翌日の市役所開庁時間内に窓口へご返却いただく運用としています。

通常の運用では、市役所の開庁時間内に窓口へご返却いただくことを原則としていますが、ご事情により時間内の返却が難しい場合があることは認識しています。こうしたケースについては、市役所の警備員にお預けいただく時間外対応や、事前にご連絡をいただければ返却期限を延長することも可能です。

また、現在使用しているキーボックスは家庭用のものと同様であるため、番号の変更設定や不具合の調整など、月1回職員が巡回したり、学校に確認をお願いしたりしている状況で、管理に手間がかかることが課題です。今後、この課題解消と併せて、定期使用、臨時使用を区別せず、統一した鍵の貸出や管理ができる手段を検討したいと考えています。

**〔質問の趣旨〕**

- ⑦ その他トラブルについて  
近隣とのトラブルや団体間のトラブルはあるか。

**〔回答〕**

- ⑦ ご質問いただいたトラブルについて、認識していることと今後の対応についてご説明します。

まず、近隣住民の皆様との関係についてです。近隣住民の皆様と直接的なトラブルに発展するようなケースは、現時点ではございませんが、特に隣接地にお住まいの方から、体育館やグラウンドでの活動時に生じるボールの音や、応援の音が気になるといった内容で、教育委員会にお問い合わせをいただくことがあります。

この点については、スポーツの競技種目や活動の性質から、個々の技能向上を目指したり、記録に挑戦したりすることは自然な行為であるため、その姿勢を制限することは困難であると認識しています。

そのため、施設を使用いただく各団体に対して、周辺にお住まいの皆様にご迷惑とならないよう、マナーやモラルの向上を常に意識していただくことをお願いしています。具体的には、不必要に大声を出さない、施設周辺での違法駐車は行わないなどといった点について、継続的な注意喚起を徹底しているところです。

次に、団体間の状況についてです。

団体間のトラブルは、件数としてはさほど多くはありませんが、いくつかご意見をいただくことがあります。具体的には、許可された使用時間よりも早く入館され、前の団体の活動に支障を来たすケースや、活動終了後も駐車場に長時間滞在され、次の団体が車両を駐車できないケースなどが挙げられています。こうしたトラブルを未然に防ぎ、施設を使用される皆様が円滑に、気持ち良く使用いただけますよう使用のルールやマナーに関する定期的な周知に努めてまいります。

## 2 ブランチ守谷について

## (1) ブランチ守谷の現状

## 〔質問の趣旨〕

- ① ブランチ守谷の商業施設の現状について伺いたい。
- ② ブランチパークの運営については国の交付金を活用しているが、交付金の使途とK P Iの達成状況を伺いたい。
- ③ ブランチパーク守谷運営会議の趣旨、各団体の参加状況、特に参加団体が減少している現状について伺いたい。

## 〔回答〕

- ① ブランチ守谷の商業施設の現状についてでございますが、まず、現在のテナント稼働状況でございます。令和5年12月1日現在で、全14区画のうち12区画が稼働しております。現在空きとなっております2区画のうち1区画には、既に新たなテナントが決定しており、現在、開業に向けた準備が進められているところでございます。

また、多くの皆様にご利用いただきました「守谷マルシェ」につきましては、去る11月末日をもちまして、最終クローズとなりました。これは、事業主の大和リース株式会社が、後継となるテナントの誘致交渉を進めておりましたが、この交渉がまとまらなかったため、当初予定しておりました11月からのリニューアルオープンが叶わず、周知期間を経て閉店に至ったものでございます。現在、大和リース株式会社は、引き続き新たなテナントの誘致活動を進めており、当該区画のリニューアルオープンを来年の2月を目標としていると伺っております。

- ② 本事業は、「豊かな自然と人の賑わいが共存するサステナブルな駅前拠点創出プロジェクト」として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しております。これは、守谷駅東口市有地のオープンスペース「ブランチパーク守谷」を拠点に、賑わいを創出し、地域の活性化を図るとともに、中長期的にはU I Jターンなど持続的な人の流れをつくることを目指すものでございます。

この交付金は令和3年から令和7年度の5年間の事業期間で、事業実績は総額3,743万円のうち半分が国からの補助となります。

交付金の具体的な使途としては、大和リース株式会社をはじめ、商業施設テナント、市民団体、市内事業者等が参画する協議会「ブランチパーク守谷活性化推進会」の設立や、施設利用のための予約・決済機能を持つホームページの構築に活用いたしました。

また、協議会が中心となり、様々なイベントを開催するための賑わい創出事業の費用に充当し、令和6年度には、2周年記念イベントや夏祭

りなど年間21回のイベントが実施されております。

さらに、イベント実施に必要なタープテントや音響機材、イス、テーブル等の備品購入費用に充当するイベント基盤構築事業を進め、市民団体がイベント開催しやすい環境を整備いたしました。

加えて、協議会の自立化に向けたワークショップや会議開催補助など、持続的な運営体制を構築するための協議会運営自立化事業の支援にも活用しております。

次に、事業評価における重要業績評価指標（KPI）としては、地域活性化を目指し、「駅前周辺市街地の人口増（過去3年平均増加数）」、「市民生活総合アプリによるアンケートでの『駅前に賑わいがあると思う市民の割合』」、そして「協議会が実施するイベント集客数」という3つを設定し、事業の進捗を評価しております。

令和6年度時点のKPIの達成状況でございますが、全体といたしましては、イベント集客数では一定の成果を上げておりますものの、駅前周辺の人口増や市民の皆様の賑わい実感といった、より上位の目標達成には至っておりません。

- ③ ブランチパーク守谷運営会議は、主にブランチパーク守谷の施設をご利用される地域団体、地域事業者、そしてテナントの皆様からご意見を伺う場として実施しております。会議の主な趣旨といたしましては、施設の利用利便性の向上といった運営全般に関すること、また、イベントにおける企画、検討、提案を議論する場として、月1回程度の頻度で開催しております。

会議に参加しなければ情報共有がされないということではございません。会議で議論された内容や、上位機関である「ブランチパーク守谷活性化推進会（守谷市と大和リースによる意思決定機関）」において決定された事項、さらにはイベント実施後の反省点などを記した議事録が、会議後に参加団体をはじめとする関係者の皆様に共有されております。

議員ご指摘の参加者の状況についてでございますが、施設の開業からおよそ3年が経過し、多くのイベントが定例化する中で、運営体制においても経験とノウハウが蓄積されてまいりました。これにより、会議で議論されるべき質問事項や課題が減少傾向にあることは、運営が成熟してきた証であり、当然の流れであると捉えております。

現在、大和リース株式会社様を中心とした関係者の皆様と連携し、より良い運営環境となるよう、会議のあり方を含めた見直しを進めている状況でございます。今後も、ブランチパーク守谷が地域に開かれた魅力的な拠点であり続けるよう、関係者との連携を密に努めてまいります。

(2) 守谷市にできること

**〔質問の趣旨〕**

令和6年12月議会の一般質問でもブランチ守谷の運営状況を伺った。商業部分の運営について直接守谷市が関与できなことは理解しているが、その後の進捗について伺いたい。

**〔回答〕**

本市としましては、事業主である大和リース株式会社とは定期的に協議の場を持ち、テナントリーシングなどにおいて行政側で制限をかけているものがないか、契約形態の見直しなど、具体的な確認作業を進めてまいりました。

しかしながら、こうした取り組みを進める中で、誠に残念ながら、この度、令和7年11月をもちまして「守谷マルシェ」が撤退する運びとなりました。守谷マルシェの撤退は、貸主である守谷市としましても重く受け止めており、現在、事業主である大和リース株式会社に対し、この状況を打開するための具体的なリカバリープランの提案を強く求めているところでございます。

本市としましては、ブランチ守谷が守谷駅前の一等地であり、市民の皆様からの期待が非常に大きいことを改めて認識しております。今後も、この期待に見合った利活用が実現できるよう、あらゆる可能性を検討してまいります。

10番 小菅勝彦議員

報告	頁数
16号	45

## 1 児童生徒の登下校時の安全について

## (1) 通学路の設定について

## ア 通学路の設定はどのように決めているのか

## 〔質問の趣旨〕

守谷市通学路交通安全プログラムに沿って設定されていると思うが、実際どのように決めているのか。

令和6年度守谷市通学路合同点検にて守谷市ホームページの掲載更新日は令和7年3月26日になっている。毎年7月または8月に点検するものとなっているが、実際の点検実施日はいつなのか、点検実施時の問題点が解決しているのか、分かるようにするべきではないか。

## 〔学校教育課回答〕

通学路は、毎年度初めに各小学校とPTAが協議し、児童が登下校するにあたり、交通上及び防犯上安全な主要な道路を通学路として決定しています。具体的には、教職員による実施調査、PTAとの協議を経て、車両の交通量や歩車道の区分、道路の幅員、危険箇所（見通しの悪い場など）などの状況をもとに、交通量や危険箇所が少ないルートを選んでおります。

また、取手警察署や竜ヶ崎工事事務所などの関係機関と実施している通学路の合同点検につきましては、今年も夏休み期間中を利用して、8月21日に、市内9か所の通学路の点検を実施しておりますので、早急に点検の進捗状況が分かるよう掲載し、今後も随時更新してまいります。

## イ 小学生と中学生の設定に違いはあるのか

## 〔質問の趣旨〕

中学校にも通学路が設定されているのか。

## 〔学校教育課回答〕

小学校においては通学路を設定していますが、中学生では、通学区域が広がり一人ひとりの適切な経路も異なることに加え、交通状況を自分で判断し、安全な経路を選択する能力が求められる年齢でもあることから、詳細な通学路の設定はしておりません。ただし、各学校からは生徒に見通しの悪い危険箇所や車両や歩行者の極力少ない箇所を避けて通学するよう指導しております。

具体的には、守谷中学校においては、北園交差点の混雑緩和を図るため、これまで松並青葉地区やひがし野地区の生徒に対しては、土塔交差点を渡り、都市軸道路を通過してテニスコートがある正門から通学するよう指導してまいりました。しかし、今年度は、中学校の始業時間を10分遅らせ、黒内小学校の児童が北園交差点を渡り終えた後、守谷中学校

の生徒が北園交差点を横断して登校できるよう対処しております。

ウ 登校班は下校時に運用されるのか

**【質問の趣旨】**

小学校では、下校時は登校班で下校しているのか。また、児童クラブを利用している児童はどのように下校しているのか。

**【学校教育課回答】**

下校については、学年ごとに下校時間が異なる曜日があるため、登校時の登校班とは別に、各学校で様々な対応をしております。具体的には、学年ごとの下校班を編成したり、丁目ごとなど近所の児童同士で集団下校させたりしております。

児童クラブを利用する児童の下校は、児童クラブから帰宅する際、必ず保護者等によるお迎えが必要です。児童は児童クラブの玄関で保護者等へ直接引き渡されます。

(2) 道路通行のルールについて

ア 自転車の歩道通行時ルールについて

**【質問の趣旨】**

中学生の自転車通学時

- ① 自転車が通行可能な歩道がどこか学校は把握しているか。
- ② 自転車が歩道を通行する場合、どこを通行するか学校で指導しているか。
- ③ 自転車が歩道を通行する場合、どこを通行するのが基本的なルールなのか。
- ④ 自転車通行可能な歩道を定める所管はどこか。

**【学校教育課回答】**

- ① 各中学校では、定期的に教職員が通学ルートを巡回し、安全な通行経路の把握に努めるとともに、自転車の通行が可能か否かについては、道路標識などを確認し、把握しております。

また、生徒は、教育活動の様々な場面（学年集会等）で、安全かつ正しい自転車の乗り方や交通ルールを指導しているところです。

**【学校教育課回答】**

- ② 自転車が歩道を通行する際は、歩行者優先の原則を徹底し、車道寄りを徐行すること、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止することなど、具体的な通行方法について、交通安全教室や学級担任を通じて継続的に指導を行っております。また、危険な箇所や注意すべき点についても、生徒へ周知することで、安全意識の向上を図っております。

**〔交通防災課回答〕**

- ③ 自転車（軽車両）の通行は、原則として「車道の左側」を通行します。  
「自転車歩道通行可（自歩道）」の標識がある場合や、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転している場合、または車道が通行困難でやむを得ない場合は、歩道を通行することができます。ただし、通行する際は、「歩道の車道側」を通行し、歩行者を優先して歩道に歩行者がいる場合は徐行（時速約7.5km以下）し、必要に応じて一時停止するなど、歩行者の安全を妨げないようにする必要があります。

**〔交通防災課回答〕**

- ④ 「自転車歩道通行可」等の「交通規制」に関する所管については、茨城県警察本部から茨城県公安委員会に申立てを行い決定されています。

イ 自転車の車道通行時ルールについて

**〔質問の趣旨〕**

- ① 守谷中学校付近における狭い幅の道路（市道109号線）で自転車の両側通行が多く見受けられるが、どのような指導を行っているのか。  
② 児童生徒に交通ルール（2026年4月改正の道路交通法）を指導することは予定されているのか。

**〔学校教育課回答〕**

- ① 守谷中学校では、登下校時に道路幅員の狭い市道109号線（坂町清水線から長龍寺に向かう道路）の利用を避け、都市軸道路や坂町清水線を通るよう生徒に指導しております。市道109号線については、その沿線に住んでいる生徒以外は通行しないルールを定めております。  
また、自転車の乗り方についても、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう、定期的に指導を行っております。しかしながら、一部の生徒において指導が徹底されていないケースも見受けられます。つきましては、今後も引き続き指導を徹底してまいります。

**〔学校教育課回答〕**

- ② 議員ご指摘のとおり、令和8年4月1日から自転車について交通違反通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されます。  
これにより、警察が自転車の交通違反を認知し、危険性・迷惑性が高く悪質・危険な違反と判断した場合、検挙の対象となり、反則金が課せられることとなります。  
この制度は、16歳未満は対象外とされていますが、生徒たちは卒業後、すぐにこの制度の対象となりますので、各中学校においては、制度

導入について、生徒への指導及び保護者に対しても周知徹底を図ってまいります。

また、毎年各学校では、警察の協力のもと交通安全教室を開催するほか、各年集会など様々な機会を利用して児童生徒に対し交通安全指導を実施しております。引き続き、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などを周知し、安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守を促して、児童生徒が自主的に安全な行動ができるよう指導して参ります。

特に、ヘルメットの着用や信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認、車道の左側通行等自転車の通行方法、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進、スマートフォンを使用しながらの運転、夜間の無灯火走行の危険性などについて、繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くよう努めて参ります。

**\*制度上の反則金**

信号無視 (6,000 円)、一時不停止 (5,000 円)、右側通行 (6,000 円)  
携帯電話使用 (12,000 円) など

**\*重大な違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、携帯電話使用等)をした時、又は交通事故を起こした場合は、刑事手続(赤切符)で検挙される。**

**(3) 通学路について**

**ア 狭い幅の道路の安全確保対策**

**〔質問の趣旨〕**

カーブミラーのポールが道路との埋め込み部分で曲がって設置しているものがあるが、それが通行の妨げになっているので、対策はできないか。

**〔交通防災課回答〕**

狭い幅員の道路にカーブミラーを設置する場合、できる限り道路の幅員を確保できるよう、ポール(埋め込み部分)を曲げて設置している箇所があります。

通行の支障になっている箇所につきましては、今後、ポールに反射材を巻き付けるなどの対策を講じるよう検討していきたいと考えます。

**●参考**

**・曲柱ポール(カーブミラー台帳)：162箇所**

イ 歩道の通行区分（歩行者、自転車）は道路交通法に則るのか

**【質問の趣旨】**

歩行者が幅の狭い通学路において仕方なく反対側を通る場合があるが、そのような場合の交通ルールはどうなっているのか。

**【交通防災課回答】**

歩行者の基本的な交通ルールにつきましては、歩道がある場合は歩道を通行し、歩道がない場合は、道路の「右側」を通行することになっております。

ウ 国道294号の土塔交差点から中央公民館入口交差点までの都市軸道路の歩道の通行区分はどのようになっているのか

**【質問の趣旨】**

歩道が広く、自転車、歩行者とも自由に通行しているが、交通ルールはどのようになっているのか。

**【交通防災課回答】**

当該区間につきましては、「自転車歩道通行可」の標識がありますので、自転車が通行する場合は歩行者を優先し、歩道の車道側を相互通行することが可能となっております。

1 1 番 高 梨 隆 議 員

報 告	頁 数
1 6 号	5 1

## 1 発達障がい児の支援について

## (1) 発達障がい児の現状について

## 〔質問の趣旨〕

令和7年度小中学校における特別支援学級在籍者数について

## 〔教育指導課回答〕

発達障がいとは、発達障がい者支援法・第二条において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症候が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」であります。

また、文部科学省が令和4年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によれば、小中学校の通常学級に在籍している児童生徒のうち、発達障がいの可能性があり、特別な教育的支援を必要としているとされた児童生徒の割合は8.8%に上り、およそ11～12人に一人が特別な支援を必要としていることを示しております。もちろん本市も国の調査結果と同様の傾向がございます。

それでは、特別支援学級在籍者数について回答いたします。

特別支援学級在籍者数については、知的学級は、小学校で79名、中学校で22名、合計101名が在籍しています。自閉症・情緒学級は、小学校で175名、中学校で58名、合計233名が在籍しています。言語学級は、小学校で8名、中学校では在籍者はありません。

本市教育委員会といたしましては、特別支援学級での専門的な指導はもちろんのこと、通常学級においても全ての子どもたちが能力を最大限に伸ばせるよう、研修体制の整備、個に応じた支援の充実、早期の相談支援に努めております。

## (2) 守谷市こども療育教室等の支援について

## 〔質問の趣旨〕

こども療育教室で利用相談を受けた保護者の人数と実際に通所している人数は何人か。また、こども療育教室ではどのような資格を持った職員がどのような支援を行っているのかを伺いたい。

## 〔おやこ保健課回答〕

こども療育教室は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」として、発達に心配のある乳幼児とその保護者に対し、日常生活の基本動作や知識の習得、集団生活への適応支援、各種相談などを行っています。

保護者からの利用相談を受けた件数は令和5年度が68件で、そのうち実際に利用を開始したのは49名です。令和6年度は利用相談件数が

54件、そのうち利用開始は43名となっています。

この差数については、当施設は親子通所による個別指導を行っているため、親が就労のため通所できず、市内に9か所ある民間事業所を利用する場合や、通所について家族での協議に時間を要している場合があると考えられます。

また、支援を担当する職員は、言葉のやり取りや発音練習を行う言語聴覚士、着替えや絵を描くなど生活動作の練習を行う作業療法士、遊びや活動を通じたコミュニケーションの支援を行う公認心理師などで、子ども一人一人の発達に合わせて保護者と相談しながら個別に支援内容を調整しています。

### (3) 幼稚園、保育所等との連携について

#### 〔質問の趣旨〕

市内保育所、幼稚園等との入学前の情報共有について

#### 〔教育指導課回答〕

小学校入学後の円滑な学校生活のスタートのため、新入児一人一人の発達上の特性を深く理解し、適切な教育的支援を継続することは極めて重要であると認識しております。

現在、新入児に関する情報共有の機会は、主に教育指導課が開催する保幼小連絡協議会と、教育支援委員会後に行われる小学校への情報提供の二通りがございます。

保幼小連絡協議会は、毎年9月と2月に開催され、保育所・幼稚園の各施設担当者と小学校の幼児教育コーディネーターが参加いたします。特に2月の開催時には、入学を控えた幼児について、個々の特性やこれまでに実施された教育的支援に関する情報を、関係者間で確実に引継ぎする場としております。

教育支援委員会後の情報提供につきましては、同委員会で審議対象となった新入児について、総合教育支援センターの職員(相談員・検査員)および教育指導課の特別支援教育担当者が、該当小学校の担当教職員に対し、個別の報告と引継ぎを丁寧に行っております。

引き続き、新入児が小学校入学後も「切れ目ない支援」を受けられるよう、万全を期した情報連携を徹底してまいります。

(4) 小中学校教員対象の発達障害に関する研修について

**【質問の趣旨】**

- ① 市内小中学校において発達障がいに対応できる専門的な教職員はいるのか。特別支援教育の免許状をもっている教職員数は。
- ② 小中学校教員対象の発達障がいに関する研修は、どのような内容か。
- ③ 保育士や保健師を対象とした発達障がいに関する研修について実施状況を伺いたい。

**【教育指導課回答】**

- ① 発達障がいに対応できる専門的な知識をもつ教職員の状況についてお答えします。

市内教職員における特別支援学校免許状の保有者は、小学校教員200名中47名、中学校教員97名中6名です。

特別支援学級担任に限定しますと、教員免許状保有者は、小学校特別支援担任47名中20名、中学校の特別支援担任15名中3名です。

**【教育指導課回答】**

- ② 小中学校教員を対象とした発達障がいに関する研修につきましては、県教育委員会、県南教育事務所および本市教育指導課が連携し、年間を通じて計画的に実施しております。ステージに応じて研修をおこなっております。

これらの研修は、特別支援教育担当者の経験年数が比較的少ない現状を鑑み、教職員全体の特別支援教育への理解を一層促進し、個々の児童生徒に応じた適切な支援が確実に行われることを主たる目的としております。

特に、県主催の研修では、特別支援学級・通級指導教室の担当者を対象に、ASD（自閉スペクトラム症）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、LD（学習障がい）、読み書き困難などの障がいの特性に応じた支援方法について、演習等を交えた実践的な指導力の向上を図っております。

また、県南教育事務所、教育指導課が主催する研修では、各学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、特別支援教育を学校組織全体として充実させるための方策や、実践力の向上を目指した内容を実施しております。

さらに、教育指導課では、現場からの研修要望を反映し、読み書き障害（発達性ディスレクシア）を早期に発見・支援するための「読み書きスクリーニング」検査員の育成研修や、教育支援ソフトLITALICOを活用した個別の指導計画・支援計画の作成研修など、具体的な実践に直結する研修の充実に努めております。

〔おやこ保健課回答〕

③ 保健師は、県が主催するスキルアップ研修等に参加しています。保育所、幼稚園の職員に対しては、各団体からの依頼を受けて、こども療育教室の職員を講師として派遣しています。

例としては、令和4年度にすくすく保育課主催で「保育所等における発達が気になる子の理解と支援」と題して市内保育所・幼稚園向けに、令和5年度及び7年度は公立保育所主催で「気になるこどもへのかかわり」と題して市内保育所向けに研修を行っています。

(5) 5歳児健診の実施について

〔質問の趣旨〕

守谷市の5歳児健診の人員体制について。

〔おやこ保健課回答〕

5歳児健診の人員体制については医師のほか、保健師、看護師、言語聴覚士、公認心理士、療育指導員、家庭児童相談員、教育支援センター就学相談・教育相談員など多職種の専門職により実施します。

健診で発達の遅れが認められたお子さんには、専門職が個別に状況を把握した上で成長を支援し、適切なアドバイスや相談により、ご家族へのサポートをこれまで以上に充実させてまいります。

※参考

発達相談会について質問された場合

乳幼児健診で経過観察になった児童に対し、発達相談会を案内しています。発達相談会では心理士が個別に児童の発達状況を確認し、保護者に対して子どもへの関わり方の助言を行っています。必要に応じ、保育所等での巡回相談を実施することで、集団生活の中の児の様子を確認した上で保護者と先生に対して助言を行うこともあります。

おやこ保健課 発達相談会 実績

年度	回数	実人数	延べ人数
令和5年度	58	116	193
令和6年度	59	159	176

年齢別相談状況（延人数） ※相談時年齢

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5～6歳児	合計
R5	0	19	65	56	30	23	193
R6	1	10	55	36	39	35	176

おやこ保健課の発達相談から児童発達支援事業所を紹介した件数

年度	こども療育教室を紹介	民間事業所を紹介	合計
R 5	5 0	2 3	7 3
R 6	3 3	2 3	5 6

14番 堤 茂 信 議員

報 告	頁 数
16号	57

## 1 教員の働きがい向上について

## (1) 教育現場の働き方改革の成果について

## 〔質問の趣旨〕

- ① 働き方改革の取組の実施後、教職員の勤務時間は減少したのか、定量的な成果を問う。
- ② 現場の教職員から「依然として負担感が大きい」との声がある業務は何か、教育委員会としてどう把握し、改善を進めているのか。

## 〔回答〕

- ① 本市では、国の動向や県教育委員会の示す方針等を踏まえ、教職員の働き方改革に積極的に取り組んでおります。具体的には、教職員の在校等時間を適切に管理し、その結果の分析を通じて業務改善を促す指導を継続しております。

直近の超過勤務時間に関するデータに基づく成果について、教職員全体の10月における超過勤務時間を比較しますと、令和7年度は39時間28分であり、令和6年度(40時間58分)と比較して1時間30分減少しました。また、令和3年度の62時間01分と比較しても大幅な減少となっており、超過勤務時間は年々減少傾向にあることが認められます。

このように教職員の勤務時間は、週3日以上5時間授業を展開する守谷型カリキュラムマネジメントをはじめ、部活動改革、デジタル学習基盤の利活用等による働き方改革の実施後、定量的に減少傾向にあると認識しております。

一方で、今年度においても、月平均超過勤務時間が45時間を超えている学校も認められるなど、学校間での差や、目標とする水準に到達していない職員が存在していることも事実であり、今後も引き続き、業務の適正化や学校支援体制の強化を通じて、さらなる勤務時間の適正化に努めてまいります。

- ② 現場の教職員が依然として負担感が大きいと感じる業務を把握するため、教職員対象アンケートや意見聴取、学校訪問時の聞き取り等を通じて調査したところ、生徒指導に関する保護者対応、部活動指導、各種調査・報告書等の作成業務などが挙げられました。

これらの負担軽減を図るため、例えば、保護者対応については、学校管理職による組織的な対応を徹底するよう指導を強化しており、個人に負担が集中しない体制づくりを推進しています。

部活動指導については、休日の指導を地域クラブ活動へ移行し、地域の指導者や体制整備を進めながら、最終的に地域全体で子どもの活動を

支える持続可能な仕組みの構築を目指し、段階的に教職員の負担軽減を推進しています。

各種調査・報告書については、教育委員会において見直しを行い、真に必要な情報に限定し、提出頻度や様式の簡素化、押印の廃止を図るなど、改善を継続して進めてまいります。

## (2) カスタマーハラスメントの実態について

### 【質問の趣旨】

- ① 保護者等から教職員に対して「時間的拘束（長時間の電話・対応）」「暴言・脅迫的言動」「過度な要求（不当な改善要求等）」があったケースの有無・件数について直近の状況を教えていただきたい。
- ② どのような事案を保護者等から教職員に対する「ハラスメント／カスハラ行為」として学校・教育委員会では定義しているか。
- ③ 過去にハラスメント事案を受けた教職員の勤務時間・健康・離職状況に関するデータがあれば、その内容について教えていただきたい。

### 【回答】

- ① 学校と保護者は、児童生徒の成長を願うという点では共通していても、手段の違いなどが苦情として表れることがあります。これらの苦情は、教職員と保護者との粘り強い対話により前向きに解決できると良いのですが、時に過剰や苦情や不当な要求になってしまうことがあります。  
例えば、担任や関係職員への過剰な要求や不当な要求による1時間以上にわたる電話や、20時を過ぎてからの面談の要求など、長時間の対応を要求するもの、また、「担任をやめさせろ」などと発言する脅迫行為などが報告されており、現場の教職員が直面する心的・身体的負担の大きさを認識しております。
- ② カスタマーハラスメント（カスハラ）の定義について、学校並びに市教育委員会は、「保護者等からの言動が、その目的の正当性を逸脱し、教職員の就業環境を害し、またはその心身の健康を損なうものと判断される事案」と広く捉えております。  
具体的には、
  - (ア) 時間の拘束  
長時間の電話や度重なる問合せなど、申出・要求を執拗に繰り返し、その対応に教職員が長時間拘束され、業務に支障ができること
  - (イ) 暴言・脅迫的な言動  
人格を否定する発言や脅迫的な発言等により、教職員が委縮し、業務に支障が出ること
  - (ウ) 過度な要求  
不当な謝罪要求や業務範囲を超えるような改善要求など、本来学校

が対応すべきでない事柄や実現不可能な要求

(エ) インターネット・SNSでの誹謗中傷

インターネット上で特定の教職員の氏名を公開して非難するなど、教職員のプライバシーを侵害し、又は業務の適正な遂行を妨げるような行為が、これに該当します。

これらは、教職員の安全配慮義務を果たす観点から、業務上必要な指導や意見交換の範囲を明らかに超えたものであり、毅然とした対応をとる方針でございます。

これらのハラスメント行為の具体的な内容と、学校・教育委員会の対応方針については、今後、学校と保護者・地域の方々が、共に子どもたちの健やかな成長を支える良きパートナーであり続けるため、丁寧に周知してまいりたいと考えています。

- ③ 過去に保護者からのハラスメントを理由に、退職や長期の病気休暇に入った教職員は幸いおりませんが、全国的にはカスタマーハラスメントを受けた教職員が、精神的な負担から長期の病気休暇や休職に至るケース、また、その後の勤務において業務への意欲が低下し、最終的に離職を選択する事例が報告されていることは認識しております。

このため、本市においてカスタマーハラスメント事案が発生した際には、組織的対応に切り替え、カスタハラを受けた教職員への業務上の配慮並びに心理的なケアを講じることで、教職員の健康維持と離職防止に努めております。

(3) カスタマーハラスメントへの対応について

【質問の趣旨】

- ① 教職員が保護者からのハラスメントを受けた際の「学校・教育委員会によるフォロー体制」について、教えていただきたい。
- ② 保護者からのハラスメント的言動に対し、「教職員の安全配慮義務」を果たすという観点から、各校ではどのようなマニュアル・規程・相談窓口・外部連携（弁護士・専門機関）等を設けているか。

【回答】

- ① 教職員が保護者からハラスメントを受けた際には、その教職員が一人で抱え込むことがないように、学校の管理職と教育委員会が連携し、組織的に対応しております。

具体的には、対応した教職員は速やかに管理職に報告します。報告を受けた管理職は事案の全容を把握し、その教職員が一人で抱え込むことがないように、学校内での役割分担を決定します。対応窓口は一本化し、

報告	頁数
16号	60

対応窓口の教職員を他の関係教職員に周知するとともに、学校としての対応方針を教職員間及び教育委員会と共有します。また、事案の内容に応じて、学校に教育委員会の指導主事を派遣し、学校と連携して、対応するようにしており、必要に応じてスクールロイヤーからの法的助言を受けられるような体制となっています。

さらに、対応した教職員の心のケアとして、専門家の支援が必要であればカウンセラーによるメンタルヘルスサポートを受けられるようにもしてあります。

② 教職員の安全配慮義務を果たすための各校における対応について回答いたします。

まず、学校における危機管理マニュアルについては、初期対応の段階で教職員個人が問題を抱え込むことを防ぐため、管理職が前面に出て組織的に対応する手順を明確にしております。

次に、市の相談窓口については、教育委員会内に教職員専用のハラスメント相談窓口を設置しているほか、外部のメンタルヘルス相談窓口とも連携し、匿名での相談や心理士・産業医へのアクセスを確保しております。

さらに、不当要求やハラスメント事案が深刻化した場合に備え、スクールロイヤーと連携できる体制を構築しております。市校長会・教頭会では、スクールロイヤーを講師に招き、クレーム対応について講義をいただいたり、法的な判断、対応を要するケースについての電話、メールなどによる相談を随時受けていただいたりしております。

また、教職員の生命や身体の安全が脅かされる事態が発生した際には、警察との連携も視野に入れ、速やかに対応できる体制を整えております。

これらの取組を通じて、教職員が安心して職務に専念できる環境を整備しております。

(4) 地域・保護者・学校の関係について

【質問の趣旨】

- ① 地域・保護者・学校という「三者」の関係の希薄化（例えば、コロナ禍以後、保護者行事・学校行事が縮小されたことで保護者との接点が減ったという報告）があるが、守谷市においてはどのように感じているか。
- ② 保護者との信頼関係を築くために、行事・交流・情報発信等についてどのように取り組んでおられるか、或いは今後改善していく考えがあれば、教育長に伺いたい。

## 〔回答〕

- ① 市内小中学校では、教職員の負担を増やさず保護者・地域との信頼関係を深めるため、コロナ禍以降、学校行事等の意義と方法を柔軟に捉え直し、新たな形で実施に努めています。

一方で、三者の関係の希薄化を感じている保護者・地域の声を無視することはできません。この希薄化は、学校への過度な要求や誤解、そしてカスタマーハラスメントを生み出す危険性があります。

このため、各校に対し、学校行事等を通じた交流の機会や方法、その必要性を再検討するよう指導助言を行います。特に、今後も持続可能な形であるかという視点を重視させます。

具体策として、保護者・地域による学校評価等を通じて改善すべき点や新たな交流策を洗い出し、意見を反映させることで、三者の協力体制をより強固なものにするよう努めてまいります。

- ② 保護者・地域との信頼関係の構築は、児童生徒の健全な成長を支える学校教育の基盤であります。学校におけるカスタマーハラスメントの問題は、学校と保護者・地域、三者が情報共有を密にし、相互に開かれた良好な関係を築くことで、学校への誤解や過度な要求の未然防止につながると認識しております。本市並びに各学校は、ホームページやメール、時にはテレビや新聞といったメディアによるタイムリーな情報発信、学校公開日などでの授業公開、行事への参加等を通じて、教育活動を可視化し、理解いただく努力を重ねてまいりました。

保護者・地域の皆様とさらなる信頼関係を築くため、今後は次の3点に取り組んでまいります。

1点目に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の積極的な活用です。学校運営や教育方針について、地域住民・保護者からの建設的な意見を定期的に聴取し、協議する場を設け、相互理解を深めていきます。また、保護者・地域が学校の「サポーター」になる機会を意図的に創出し、学校運営の当事者として関わることで、教職員の多忙な実態や教育活動の意図を直接的に理解する機会を増やします。

2点目に、学校の教育活動並びに教職員の業務範囲について理解を促すための情報発信を行います。引き続き、日々の授業風景や生徒の様子を定期的に発信し、児童生徒の成長の過程がより具体的に伝わるように努めるとともに、教職員が対応できる「学校の業務の範囲」や「時間外の対応に関するルール」を、年度当初の文書や学校ホームページなどで明確に示し、不当な要求や誤解を未然に防ぐよう努めます。

3点目に、保護者との面談の目的の再確認と適切な実施が挙げられます。面談は、児童生徒の成長や教育方針を共有する機会として不可欠な

ものです。保護者が抱える不安や要望を早期に把握し、問題が深刻化する前に学校側が共感的な姿勢で対応することで、信頼関係の悪化や過度な要求への発展を防ぎます。

これらの取組を通じて、学校と保護者・地域が共に児童生徒の成長を支える「パートナー」という共通認識をもち、互いの立場を尊重し合える、より健全で強固な関係の構築を目指してまいります。

報 告	頁 数
16号	63